

税務署からのお知らせ

～ 相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等 に基づく年金の税務上の取扱いの変更について ～

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成 17 年分から平成 21 年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手順をお掛けしますが、必要なお手続き（更正の請求又は確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください、所轄の税務署にお問い合わせください。

平成 17 年分について、早い方は平成 22 年 12 月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。